

## 特定秘密保護法案採決の暴挙に抗議し、廃止を求める声明

特定秘密保護法案は12月5日、参議院安全保障特別委員会で強行採決されたのに続き、本会議でも6日、国民の不安が解消されないまま自民・公明両党の賛成多数で可決・成立した。法案の修正協議に応じ、衆議院では賛成に回った一部の政党ですら、自・公政権の強引な国会運営を批判し、参議院本会議採決を退席するほどの暴挙であった。

法案の可決・成立を受けて朝日新聞は、「この法律では、なにを秘密に指定するのか、秘密を国会審議や裁判のために示すか否かを行政機関が決める。行政の活動の中に、国民と国会、裁判所の目の届かないブラックホールをつくる。その対象と広さを行政が自在に設定できる。都合のいい道具を行政が手に入れたということである。領域はおのずと広がっていくだろう。憲法の根幹である国民主権、三権分立を揺るがす事態と言わざるを得ない。」と、7日付の社説で厳しく指摘している。

また、法案を終始好意的に報道してきた読売新聞は、「日本にもようやく米英など他の先進国並みの機密保全法性が整った」と、その成立を歓迎しつつも、「最も懸念されるのは、公務員が懲役10年以下という厳罰を恐れ、報道機関の取材に対して萎縮しかねないことだ。秘密保護法を理由に情報を秘匿する恐れがある。個人情報保護法に対する過剰反応で、社会に必要な情報まで流通しにくくなった。その傾向に拍車をかけてはなるまい。」と、この法律が官僚のさじ加減で果てしなく広がっていくことへの懸念や、国会審議で解明されていない問題の処理に与野党が力を合わせるべきだとしている。ことほど左様にこの法律は、国民の「知る権利」を揺るがす重大な問題を抱えており、国会の内外で反対や慎重審議を求める声が高まっていた。そんな中での、数を頼んでのまさに許されざる暴挙である。

政府与党は法律を年内に公布し、その後1年以内の施行に向けて「恣意的な秘密指定がないか」をチェックするための監視部門の設置に着手したという。個々の秘密を検証・観察する「情報保全監察室（仮称）」や、事務次官級で構成する「保全監視委員会（仮称）」がそれである。しかしそれは、いずれも政府内の組織であり、国民の知る権利を担保し、政府による情報隠しを防ぐための独立した機関になりえないのは明らかである。

われわれが戦争反対を訴え、平和を願って討論することや、国防について学習会を持つことさえ法に触れることになるのだろうか。外交や防衛などに直接・間接にかかわる産業・企業に働く労働者が、その仕事内容を家族や友人に話すことも罪に問われることになるのだろうか。国民の疑問や不安はとめどなく広がるばかりである。

特定秘密保護法制定反対の闘いは、これで終わったわけではない。退職者連合は連合などと幅広く連携しながら、施行に反対し、廃止を求め、さらに活動を展開していく。

2013年12月10日

日本高齢・退職者団体連合第5回常任幹事会